

平成26年 第60回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成26年 9 月26日（金曜日）

議事日程（第 5 号）

平成26年 9 月26日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第70号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 第71号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 第72号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 第73号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 第74号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 第75号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 第76号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 第77号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 第78号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 第79号議案 平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 平成25年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 平成25年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第90号議案 平成25年度神河町下水道事業会計決算認定の件

- 第91号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第11 第92号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件
- 日程第12 第93号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第70号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 第71号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 第72号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第73号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第74号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第75号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 第76号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 第77号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 第78号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第79号議案 平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 平成25年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第89号議案 平成25年度神河町水道事業会計決算認定の件
 第90号議案 平成25年度神河町下水道事業会計決算認定の件
 第91号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
 日程第11 第92号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件
 日程第12 第93号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
 日程第13 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
 追加日程第1 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書
 日程第14 議員派遣の件
 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 主査 榎良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	建設課長 石堂浩一
副町長 細岡重義	建設課参事 藤原龍馬
教育長 澤田博行	地籍課長 坂本康弘
会計管理者兼会計課長 谷口勝則	上下水道課長 橋本三千也
総務課長 前田義人	健康福祉課長兼地域局長
総務課参事兼財政特命参事 太田俊幸	佐古正雄
情報センター所長 村岡悟	病院事務長 細岡弘之
税務課長 玉田享	病院事務次長兼医事課長
住民生活課長 吉岡嘉宏	浅田譲二
	病院総務課長兼施設課長

住民生活課参事兼防災特命参事	_____	藤原秀明
_____	足立和裕	教育課長 _____
_____	松田隆幸	_____
地域振興課長 _____	野村浩平	教育課参事 _____
_____	藤原良喜	_____
地域振興課参事 _____	小林一三	教育課副課長兼センター所長
_____	_____	_____
_____	_____	坂田英之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第60回神河町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、早速日程に入ります。

日程第1 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第70号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 4番、宮永です。ただいまより第70号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査報告をいたします。

これは総務文教常任委員会に付託されたものでございまして、平成26年9月9日、第3会議室、午前9時から行われたものでございます。出席者は、総務文教常任委員が8名全員と、行政では町長以下幹部、管理職全員の方の御出席でございます。

審査結果を申します。第70号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）、原案可決でございます。うち委員2名の反対があり、少数意見の留保の申し出がありました。

主な質疑について報告します。

歳出において、2款総務費及び3款民生費における節の区分の職員手当等について質疑をしました。いずれも住民生活課における時間外勤務手当であります。課内における実態について説明を受けた上での集中した質疑となりました。

まず、担当課長からは、戸籍事務にかかわるマイナンバー制度への対応、少子化対策としての縁結び事業や子ども・子育て支援の新制度、子育て世帯臨時特例給付金などの新たな業務が発生したことや、4月の人事異動で課内の事務分掌も大幅に変更したことで、実態として多くの時間外勤務が発生し、予算の補正が必要となったと説明がありました。

人事担当課である総務課長からは、事務量の増大による時間外手当については認めざ

るを得ないが、人事異動に伴うものは認めるわけにはいかないと担当課に話をしていること。それとまた、時間外勤務については事後追認から事前命令方式に改め、課長が必要性を認め、職員に時間外勤務を命令しており、中身の確認もなく追認するようなことはない状態であるとの説明がありました。

この超過勤務手当については、これまで行財政改革の重要課題として取り組んできたという経緯もありまして、議員からの質疑において、課内での人員配置、費用対効果等々における考え方の甘さを指摘し、職員に欠けている部分、知識なり技能なり資質そのものを向上させないことには改革はなせないと厳しくただしたところであります。仕事の上での意識や考え方の不足を超過勤務で対処していこうとすることでは、住民サービスは言うまでもなく、経費節減など達しようもないと指摘をしました。この現況について何らかの改善・改革案を掲げ、課内に明示して打破する姿勢を見せてもらわないことには、この補正案についてはとても容認できないと、行政当事者としての意識の喚起が見えるまで議論を重ねたところであります。

個別に取り上げての質疑には至りませんでした。全体にわたって短絡的な考え方を感じられるような補正も散見することから、人事担当課としての総務課長及びこのたびの質疑において、業務分担等の意識改革を要望した直接の担当課である住民生活課長には、次回直近の常任委員会において改革への取り組み詳細の報告を求めることを条件して議論を終結いたしました。

また、それ以外の質疑を通して、1つ、空き家情報管理システム導入に関して、内部、個人情報でございますが、これをしっかりと管理すること。2つ、農地費の町単独土地改良補助金について、急を要する箇所については早急に対応すること。また、工事の品質においては、地元と十分に協議し、指導を行うこと。3つ目には、川上診療所と小田原診療所の処方箋の改善については利用者の希望に沿えるように、地元と十分に協議することなどの確認を行いました。

○議長（安部 重助君） 委員長、この3番目の上小田診療所。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 上小田診療所でございますね。川上診療所と上小田診療所診療所の処方箋の改善でございます。

次に、討論に入りまして、反対討論が2名ございました。1つは、6月議会における一般質問で指摘、要望をした職員の住居手当について見直し、または廃止等に向けての具体的な交渉や協議への取り組み姿勢が見られないということで、やるべきことをやらない、不作為ということに対して欠陥がありとして、本件の補正案の審議には反対意見を表明します。

また、2つ目には、超過勤務に発する質疑において感じられたことでありますが、公金を使う上での信念が見えない、その場限りの行き当たりばったりの予算計上や補正のあり方のように思えたというところでございます。大切な税を使うには、生きた形に予算化をしていただきたいという要望があるということで、本件補正案の審議には反対

意見を表明しますということでございました。

採決は、挙手6人で可決ということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

御苦労さんでした。

これより討論に入ります。

反対討論のある方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。私は、第70号議案、一般会計補正予算（第3号）について反対であります。

本議案は、前回の予算補正以降、新たに補正要因が生じた内容について補正を行うものであります。私は、その補正内容については何ら異議を唱えるつもりはございません。当局が本来なすべきことを怠っていることに対して、反対しているのでございます。すなわち6月定例会の一般質問において、国や兵庫県でも既に廃止されている職員の第2号住居手当は、現在でも支給を継続している自治体もあるからという根拠のみで存置している制度である。町民の持ち家には固定資産税を徴収する一方で、職員には同じ持ち家の維持管理費用を補填するための手当を支給する。言葉をかえて言うなら、職員が払うべき本来の固定資産税を3万円減額するというのは甚だ不合理である。ゆえに、第2号住居手当、持ち家手当は、可及的速やかに廃止すべきであると申し上げました。

これに対して、交付税の減額による予算規模の縮小を踏まえ、県下の状況を確認しながら、今後の改正に向けて職員団体と交渉していくとの回答でありました。しかるに、今回の補正予算には住居手当の廃止による減額補正が盛り込まれておりません。それどころか、職員組合に対する交渉の申し入れさえ、それさえなされてない状況であります。したがって、私は、このやるべきことをやらない、不作為という欠陥がある限り、予算補正に対して反対いたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 70号議案に対して賛成討論の方ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。私は、議案第70号の一般会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり、可決することに賛成の立場で討論を行います。

先ほど藤原日順議員さんからは、6月定例会で質問された持ち家の住居手当の是非について、6月以降当局側で検討なり取り組みがなされていないということで、先ほどのこの議案について反対の討論をされました。職員の給与につきましては、合併前は県下70町で構成してあります町村会というものがございまして、そこで給与の準則というもの

を定め、各町はそれに追随をしてきたわけでございます。ところが、合併後は12町になってしまいましたから、今はその準則を定めずに町間で情報交換を行う中で、各町において対応をしているというようなことでございます。

そのため、持ち家の住居手当の支給については各町ばらばらとなっているわけですが、兵庫県、また市川町においては廃止をしているという状況です。また、民間企業でも、この持ち家の住居手当を支給している例は非常にまれですし、住居手当そのものを支給していない企業も多く見受けられるという状況でございます。このような状況下においては、神河町も持ち家の住居手当の廃止についてはしなければならないと、私自身もそう思っているところでございます。

そういう意味からしますと、この持ち家の住居手当の廃止を提案されている藤原日順議員さんの心情は十分理解できるところでありますが、今回の一般会計補正予算（第3号）の補正要因には、先ほど藤原議員さんもみずから言われておりましたが、直接的にこの住居手当に係る項目はありません。他の補正項目につきましては、時間外勤務手当の多額な増額がある中で、労務管理上好ましくないものもありますが、私自身は、おおむね適切であると判断しております。よって、本議案につきましては、委員長報告のとおり可決することが妥当だと私は考えております。

以上で私の討論を終わります。

○議長（安部 重助君） さらに討論を求めます。

反対討論の方ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） それでは、5番、藤原資広でございます。第70号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

今回の住民生活課に係る超過勤務手当、国民健康保険事業への繰出金も含めての話ですが、増額補正の要因の説明では、本年度、国の制度改革に伴う事務量、マイナンバー制度の導入、また子ども・子育て事業に係る制度改革等の増大によるものと課内の担当がえによるものに加え、年度末になってから急遽職員が2名退職したことが要因だという説明を受けましたが、過去3カ年の課員の総数、これはクリーンセンター職員派遣数も含めての話ですが、それを調べてみますと、平成24年度の当課の職員数は13名、翌平成25年度の職員数も同じく13名、この中には東日本震災派遣職員1名も含まれております。そして、平成26年度の職員数も変わらず13名で、3カ年間全く課員数には増減がないのが実態であります。

一方、事務量増大の要因の一つであります国の制度改革につきましては、平成26年度に入ってから、ようやく判明したものではありませんし、課内の担当がえにつきましても、大幅な事務の停滞を誘引させるような担当がえ自体、本来すべき行為ではないことから、上記理由により、増額補正をするための正当なる理由とはなり

得ないものと考えます。

また、今回の補正は、年度道半ばで当初予算額、総額で195万6,000円から293万6,000円を増額補正いたしまして、当初に比べ2.5倍もの総額489万2,000円にしようとするものでございますし、あわせて今回補正計上された他の事業の中にも一部説明があやふやで、担当課長もよく熟知してないまま計上されているものも見受けられました。貴重な税を追加使用したい旨の提案ですから、もっと真剣に調査をし、真に使用目的に合致し、かつ生きた税の使い方をしていただきたい。絶対曖昧なままで補正計上すべきではないものと考えます。

私は、超過勤務手当自体が全てだめだと言っているものでは決してございません。要するに有意義に税が活用され、かつ投資効果が見込める場合にのみ支出されることを切に望んでいるものでございます。例を挙げれば、近年、建設課課員の技術力あるいは専門的知識の低下が指摘されている現在、技術力の向上あるいは専門的知識習得のために委託から直営に変更してスキルアップに努めていきたいために、当該手当を増額されるのであれば快く賛成もいたします。要は生きた税の使い方をしていただきたいと言っているのでございます。

今回、この補正を安易に認めるということは、今後同じような事象を発生させてしまう危険性も含んでおりますし、近い将来、病院の改築問題、またごみ処理場の問題、ケーブルテレビの施設更新や公共施設の維持管理問題等々大きな経費を要する案件が山積をしております。町といたしましても、さらなる職員の削減や経費節減に努めていかなければならないという認識をお持ちでありながら、今回は認めていただき、本格的な経費節減は次年度以降から取り組もうとするのではなくて、今から職員一丸となって取り組んでいかなければ、必要な資金の確保など決してできないものと考えます。まだ9月、ようやく上半期が終わろうとする段階ですし、これから見直し時間も十分ありますので、一度原点に返って再考していただき、真に必要なであれば、いつでも臨時会等を開き、補正提案することも十分できるのですから、今回の補正議案については早急なる意識改革が絶対必要であることを警鐘するために、あえて反対するものでございます。

これで反対討論を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方ございますか。

藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。私は、委員長の報告のとおり、原案可決の賛成の立場で討論いたします。

今いろいろ委員会の中で問題になった点、先ほどの点におきましても、超勤手当ということで非常に協議をいたしました。現在、会計ベースの中で130名という職員の数に前倒しという形になったわけなんです、優秀な管理職の退職、また若い職員の早い退職という形で、現在実際、また県の出向等において130人を切ったという職員の中で、力いっぱい職員は頑張っております。しかしながら、今までそういうことを言いな

がら、また今回こういう話が出たということは、これはそれぞれ肝に銘じておられると思います。また、委員会の中でも、それぞれ管理職員の中でしっかりと指導しながら、またしっかりやる気を与えて、できるだけ超勤の時間をなくそうというような意気込みを感じました。とはいえ、これから130名ベース、またもっと職員の減ということが言われております。それに向けてのなお一層の努力が見られると感じましたので、私は、この件について賛成をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに反対討論の方ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、以上で討論を終結します。

第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、第71号議案から第78号議案までの各議案について経過を説明します。

各議案については、9月2日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に、各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 第71号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第71号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。私は、第71号議案、介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）について反対であります。

反対の理由は、先ほども申し上げたとおりで、この介護療育支援事業予算には、職員の住居手当が絡むためであります。

ここに、平成24年8月31日に長崎市に提出された住民監査請求の監査結果報告の

写しがあります。持ち家手当に係る住民監査請求であります。つまり財政が危機的状況にある長崎市において、職員に対する持ち家手当の支給持続は、財政秩序及び市民に対する信義の上から許されるべきではない……。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員、静かにしてください。

○議員（2番 藤原 日順君） よって、職員の持ち家手当制度の廃止を求めるとともに、持ち家手当を不当な公金の支出として、市長に対し、同額を返還するよう求めるという内容であります。職員の持ち家手当制度の廃止という点につきましては、住民監査請求の対象が違法もしくは不当な公金の支出、財産の取得、管理もしくは処分、契約の締結もしくは履行もしくは債務、その他の義務の負担があると認めるときに限られているために、監査請求にはなじまないとして却下されています。

不当な公金の支出という点につきましては、職員の給与は地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第6項に定める給与条例主義に基づいて決定されるもので、地方公共団体に総合の裁量権を求めていると解される。人事院勧告は、労働基本権の代償措置として社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、総務省通知は、総務省が専門的、客観的な立場で適時適切な指針を示すものではあるが、地方公務員法に基づく技術的助言であって、直接的な法的拘束力はないという理由で、同じく請求を却下しています。しかしながら、長崎市では、直後の9月定例会において、持ち家手当の廃止を盛り込んだ給与に係る3条例の改正案を提出、可決したのであります。同じことが神河町ではなぜできないのでしょうか。

以上が反対理由でございます。

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。第71号議案、介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

理由としましては先ほどと同じになるわけですが、この住居手当につきましては、この補正予算（2号）の補正要因には直接的にはなっておらず、今回の補正の内容は繰越金の精算という形の中で、若干の事務費と余った分を予備費に回すという補正の内容でございますので、この内容につきましては適切と判断しますので、賛成の立場で討論をさせていただきます。以上で終わります。

○議長（安部 重助君） ほかに反対討論ございますか。特にございませぬか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、討論を終結します。

第71号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第72号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論の方ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。私は、第72号議案、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について反対であります。

反対の理由は、先ほども申し上げたとおりでございます。この国民健康保険事業予算には職員の住居手当が絡むためであります。

先ほど委員長報告にもありましたとおり、去る9月9日の総務文教委員会で各会計補正予算について、私が職員組合との交渉の申し入れさえできていない状況であり、やるべきことをやらない不作為という欠陥があるので反対する旨の意見表明をいたしましたところ、山名町長からは、正式ではないが、口頭で話をしているという申し開きがありました。しかし、それは立ち話、世間話をしたということにすぎません。議員の意見など知ったこっちゃないというおつもりなのではないでしょうか。あるいは町のことよりチーム神河の職員の手当を守るほうが大事なのでしょうか。

また、県下12町のうち8町が支給を継続している、廃止したのは4町にすぎないとも言われました。これは確かに当局にとっては都合のよい数字です。しかしながら、県下41市町に広げてみますと、半分以上の21市町が廃止しているということに対してはどのように考えられるのでしょうか。不都合な数字は隅に追いやって、都合のよい数字のみを並べ立てる当局の姿勢に不信感を感じるものであります。

私は、この第2号住居手当、持ち家手当が放置され、当該金額の減額補正がなされない限り、関連する補正予算には反対の立場を貫くつもりでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方ございますか。賛成討論、特にございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 反対討論の方ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原資広でございます。国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）でございますが、先ほど一般会計で述べましたとおり、生きたお金の使い方をしていただきたい、その一念でございます。これも一般会計と同じ理由によりまして反対をさせていただくものでございます。以上で討論を終わります。

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

第72号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第73号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論の方ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論、特にないようでございますので、討論を終結し、第73号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第74号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論の方ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。私は、第74号議案、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について反対であります。

反対の理由は先ほども申し上げましたとおりで、この介護保険事業予算には職員の住居手当が絡むためでございます。

去る6月定例会の一般質問に対する答弁で山名町長は、制度存続の理由として、国家公務員には官舎が整備されており、持ち家にかわる現物給付を受けていると考えられ、持ち家率も地方公共団体とは異なるからという意味不明の答弁をされました。そして、

市川町では廃止されているけれども、福崎町、多可町で存続させている現在の状況下では、支給の継続は全く合理性がないとは言えないという苦しい答弁もされました。議事録の57ページに書いてございます。私なりに解釈いたしますと、ほとんどが官舎に住んでいる国家公務員にとっては、持ち家手当を廃止しても影響が少ない、ほとんどない。また、近隣市町と足並みをそろえることが何より大事であるということを書いたかったのだらうと思います。これを逆に言えば、町では廃止すると職員の影響が大きいということになります。年間369万円の節約は、町にとっても財政効果が大きいのではないのでしょうか。

1号手当の家賃補助、これも640万円余りと金額が大きいのですが、これの存続はやむを得ないと思います。実際に神河町では、新婚、若者世帯や子育て世帯に対しても補助を行っているわけですから、一応うなずけます。しかし、第2号住居手当、持ち家手当については、どう考えても納得できません。

私は、この第2号住居手当、持ち家手当が放置され、当該金額の減額補正がなされない限りは、関連する補正予算に対して反対の立場を貫きたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論の方ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

第74号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第75号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第75号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第76号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第76号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論の方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私は、第76号議案、老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）について反対であります。

反対の理由は先ほども申し上げたとおりで、この老人訪問看護事業予算には職員の住居手当が絡むためであります。

去る6月の定例会の一般質問で、町民の持ち家には固定資産税を徴収する一方で、職員には同じ持ち家の維持管理費用を補填するための手当を支給する。言葉をかえて言うなら、職員が払うべき本来の固定資産税を3万円減額するというのは甚だ不合理であるということを申し上げました。年間60万円の固定資産税を納めている町民にとっては、職員20名分の住居手当を負担していることになります。これは、どう考えても理屈に合っていません。年間15万円の固定資産税であるなら、5人分の手当を納めているわけであります。我々町民は、もっと怒ってもよいのではないかとこのように思います。

町当局としては、平成28年度の交付税一本算定の際に、町財政が一層厳しくなるので、持ち家手当を廃止することによって職員もその痛みを共有するといった宣伝材料として活用する腹づもりなのかもしれません。つまり予算規模の縮小で町民の皆様にご不便を強いることになるが、町職員も手当を減らすので、ともに我慢しましょうとでも言いたいのでしょうか。しかし、私は、そんなポーズは全く必要ない、それが正当、妥当な手当であれば堂々と受け取ればよいというように思います。何も恥ずかしいことはありません。だが、そうでない手当は速やかに辞退すべきだと考えます。

私は、この第2号住居手当、持ち家手当が放置され、当該金額の減額補正がなされない限りは、関連する補正予算に対して反対の立場を通したいというように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第76号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第76号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第77号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第77号議案、平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第77号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第78号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第78号議案、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第78号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第78号議案は、原案の

とおり可決しました。

日程第10 第79号議案から第91号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第79号議案から第91号議案、13件の平成25年度各会計決算認定の件を一括議題といたします。

13議案について審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。
藤森決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 11番、藤森です。それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る9月4日の本会議において付託されました第79号議案、平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第91号議案、平成25年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に至る13会計の決算について審査を行いました。

議会が議決した予算が的確に執行され、所期の目的を達成されているか、町民生活の向上、地域の発展に結びついたのかの評価、そして次に向けての改善が図られるよう、意見を含めて慎重に審査を行いました。また、審査の結果は、次の予算編成や今後の行政執行に生かされるよう努力をしていただきますよう要望いたしました。

それでは、委員会の報告でございます。9月10、11の2日間にわたり審査を行いました。結果につきましては、いずれも決算書のとおり、当委員会として認定することに決まりました。

質疑に入る前に、平成25年度の予算特別委員会において5点の提言をしておりました。その提言をどのように取り組まれたのか町長から説明を受けて、質疑に入りました。それでは、主な質疑について報告いたします。

第79号議案、平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定について。税の滞納についてはどのように取り組まれているかについて、全課連携をとりながら、滞納整理委員会で協議しながら収納を図っている。しかし、約束の果たせない滞納者には、毅然とした態度で法に基づいて調査をして、差し押さえなどをし、取り組んでいるとの説明がありました。

平成28年度からの交付税の見直し、人口の減による減額が予測されるが、決算を通じてどのような見通しになるのかの質問に対し、平成28年度から合併による交付税が5億2,000万余り減ぜられると予想しておりましたが、合併した市町の財政が10年たち、緊迫しているとの状況から、算定がえをすることになり、約3億円の減額になるのではと見込んでいます。また、人口減により、1人当たり15万円ぐらいの減額となり、5年間で1億2,000万円ぐらいだんだん減っていきます。

公共施設の老朽化などにより、いろんな費用が今後発生すると思う。財政運営に気をつけてまいりたいとのことであります。

議会事務局職員は現在3名体制であるが、さらなる職員数減をとの声を聞くが、現状

と将来的にはどのようにするのかという質疑がありました。他町においても、ほとんどが3名体制であり、議会が活動しやすく、しっかりサポートしていくためにも3名体制を維持する思いであるとのことであります。

100万人観光交流人口を目指して、中国やアメリカ、東京にPRに行かれたが、その成果はあったのかという質問がありました。兵庫県知事や県の観光協会からぜひ参加してほしいとの誘いがあり、参加をいたしました。その結果として感じたのは、観光だけでなく、地域振興に関する情報が早く、また多く得られることがあり、組織として非常に効果があったのではと考えているとのことでございます。ちなみに、本年8月までに中国、韓国、オーストラリアから10人、また昨年1年間で80人ぐらいの外国人が観光交流センターに立ち寄られていますとのことであります。

総括質疑において、平成25年度を総括して町長の思い、満足度はどうなのかとの質問がありました。このことに対して、財政状況については目標を達成できたと思う。人員定数管理においては目標より早く130人体制が達成、また知名度を上げるための観光戦略を含め、人口減対策という部分での空き家の利活用、田舎暮らしなどの県下から注目される町になったと思っている。ただ、人口減という点については深く受けとめ、何が問題なのか、一度原点に戻って見直していかなければならない。居心地のいい環境とあわせて、農林業の振興をさらに強化して、新たな雇用も視野に入れ、進めていかなければならないと考えているとのことでございます。

合併当初180人体制の職員が現在130人で50人減であるが、事業はむしろふえている状況である中、全力で業務に集中してくれています。これから求められるのは、常に主体性を持ってまちづくりを進めるのと、何が必要なのか、何をすべきなのか、職員管理をしっかりしていきたいと思っているとのことであります。

いろんな会議が開かれているが、どのような体系で最終的に町長が意志決定するのかの問いに対して、まず各関係課で構成するグループ会議で検討し、決まらないときは総務課へ連絡し、政策調整会議を開き、副町長が委員長で、各グループ長も出て協議した結果を町長に報告することで進めているとのことです。

以上が主な質疑であります。

次に、監査委員から9項目の意見書が出されていることについて、町長から考え方、受けとめ方の報告がありました。

まず1番に、公会計制度導入により、効率的な行財政運営が求められている。特に公有財産管理については、さらに精度を高めた台帳等を整備されたい。この件については、本年度より着手する予定であり、今後、国から統一的な基準の公表やソフトの開発も予定されている。その動向を確認しながら進めていくとのことであります。

2点目でございます。学校統廃合に伴い、統合後の跡地利用が近々の課題となっている中、旧南小田小学校跡地が民間事業による福祉関係施設として具体化したことは、大いに評価する。しかし、そのほかの跡地については治安上の懸念もあり、引き続きあら

ゆる角度から研究し、早期に方向性を確立されたい。この件については、町が財政投資をしないことを基本に、関係区長を窓口地域に皆さんの意向を確認しながら進めていく予定ですとのことです。

次、3点目でございます。町税等滞納整理対策委員会の取り組みについて、徴収記録もしっかりと整備されていると確認した。また、各課の連携も向上している。引き続き適切な債権管理の推進をされたいの件については、神河町債権管理条例に基づき、適切な執行に努めていくとのことでもあります。

4点目でございます。重要課題を議論する政策調整会議の機能の活用度について評価する。今後も、一層機能の強化を図られたいの件については、今後も一層積極的かつ効果的に取り組んでいくとのことでもあります。

5点目でございます。旧川崎住宅問題について進展が見受けられたが、早期解決に向けての取り組みを引き続きお願いしたい。この件につきましては、課題については速やかに解決に向けて取り組んでいくとのことでもあります。

次、6点目でございます。指定管理者制度等について、引き続き設置者の責任として経営面等も重視するスタンスを強化されたい。桜華園は、その位置づけについて検討されたいの件について、平成27年3月末で指定管理契約期限が切れますので、町指定管理者、観光関係者を交えて協議を行って、公募すべきと考えているとのことでもあります。

7点目でございます。児童虐待、育児放棄対策について、関係各課の連携を強め、引き続き適切な対応をされたいの件について、関係課、機関と連携を密にして進めていくとのことでもあります。

次、8点目でございます。各課の文書管理について、引き続き適正な管理を実施されたい。この件については、精度の高い公文書管理に取り組んでいきたいとのことでもあります。

次に、9点目でございます。各課の事務事業の進捗管理について、管理シートや現場での成果も確認した。現場での施工管理の記録を整理し、説明用だけでなく、内部管理のためにもシートを活用したPDCAサイクルを一層充実されたい。この件について、今後さらに検討を加えながら、効率よく、効果的な取り組みになるように努力していくとのことでもあります。

以上が監査委員からの意見書に対する町長の答弁であります。

委員会2日目の初めに委員間討議を行い、8項目の提言をまとめ、町長に提言いたしました。その提言につきまして朗読し、町長の思いを報告いたします。

まず1点目でございます。行政の根本は人にあり、まちづくりの思いと真心を継承する人材の育成と登用により、公平な住民サービスと、さらなる町政の発展に努めなければならない。職員の資質向上、能力開発への研修を重ね、職場内においてもOJT研修を活用するとともに、各課間の連携と協力のもとに、事務事業の展開執行をされ、住民の目に見えるような成果が出るよう、引き続き取り組みへの強化を願いたいとの件につ

きまして、職員研修を年間を通じて実施し、受け身でなく、自分から飛び込んでいけるような思いの中で強化を図っていききたいとの答弁でございます。

2点目でございます。ワーク・ライフ・バランスを考慮し、心から笑顔でサービスを提供できるよう人員配置を行い、各課において適切な勤務時間の管理と業務配分に努められたい。これに対して、同様の思いで取り組んでいくとのことでもあります。

次、3点目でございます。町長が意思決定をするための庁内組織として政策調整会議が有効に機能しているが、これは特定課題についての提言組織であり、行政全般の運営方針を決定し、各課が連携するための組織として管理職会議（課長会）が十分機能するように努められたいに対して、単なる会議でなく、一人一人が自分の問題と捉え、自分ならどうするかを常に問いかけながら、意識をさらに高めていく会議にしていくとのことでもあります。

次、4点目でございます。国、県の補助メニューの一元管理の徹底及びその有効利用のためのシステムづくりに取り組まれたい。この件について、各課が最新の情報を素早くキャッチして、事業に適用することが基本であり、連携を強めていきたいとのことでもあります。

次、5点目でございます。重点施策の中で目標に達し得なかった事業については、問題点を再検証し、当初の目的達成に向け、引き続き鋭意努力されたいに対して、なぜ達成できなかったのかの議論を深めてやっていくとのことでもあります。

次、6点目でございます。経済情勢により工事入札の不調が最近多く発生している。予算計上されている事業の先送りは許されない。十分な工期を業者に与えて、不調にならないように努められたい。これに対して、同様に思っているとのことでもあります。

次、7点目でございます。工事施工中及び施工後における検査を十分に行い、ふぐあいどきには的確に対応し、品質の高い成果物となるように努めること。また、後日、瑕疵が明らかになった場合も的確に対応すること。このことに対して、お互いが請負契約の中で役割をしっかりと果たすことがよい工事の実施につながると思っているとのことでもあります。

次、8点目でございます。桜華園は設置者が誰か明確でない。公の施設として施設条例を制定されたいに対して、地元管理者と協議していきながら、わかりやすい形にしたい。

以上が8項目の提言と町長の意向であります。

よって、第79号議案、平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件について、採決の結果、全員の賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第80号議案、平成25年度介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、備品購入費の減額についての質問がありました。これに対して、小児療育用の療育備品が老朽化したので購入予定をしているが、平成26年度に予算化して購入することになったため、備品購入費が減額となっているとの説明がありました。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第81号議案、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、質疑、討論ともありませんでした。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第82号議案、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、保険料滞納者の保険の適用はどうなっているのかの質問に対して、保険証は出しております。通知等を出して納付の勧奨を行っているとの説明がありました。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定いたしました。

次に、第83号議案、平成25年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、こつこつ貯筋教室や元気や脳教室等の成果は上がっているのかという質問がありました。曲がっていた腰が治ったとか、足腰等体が動きやすくなったとの成果が実際に出ています。今後も継続していきたいとのことであります。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第84号議案、平成25年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともありませんでした。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決まりました。

次に、第85号議案、平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともありませんでした。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第86号議案、平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件については、質疑、討論ともありませんでした。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第87号議案、平成25年度寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件については、補助金の具体的な内容についての質問がありました。スポーツレクリエーション施設に、高朝田60万円、比延50万円、また集会所は、比延にクーラー設備と支障木の伐採に補助金として出しておるということでございます。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第88号議案、平成25年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件について、質疑、討論ともありませんでした。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第89号議案、平成25年度神河町水道事業会計決算認定の件については、人口減により収益が減少するが、運営のあり方をどう考えているのかという質問がありました。これに対して、人口減については、ある程度見込んで長期的な財政計画をしております。今後、修理や改造と相当の費用が発生する状況ですが、適正な財政運営をしていけるようにして、料金の値上げは極力ない方向で検討していきたいとのことあります。

本議案については、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第90号議案、平成25年度神河町下水道事業会計決算認定の件について、水洗率は98%であるが、100%を目指しての啓蒙活動はしているのかの質問がありました。未加入者については、ひとり暮らしとか、設置に相当の資金が要るとのことで、強制的にできない部分もありますので、検討して啓発していきたいとのことであります。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定しました。

次に、第91号議案、平成25年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件については、機器購入費について質問がありました。若干膨らんでおりますが、消費税がアップすることのことで、前倒しで購入しました。次期年度は少し減らすことで調整をいたしましたと説明がありました。

本議案について、決算書のとおり、全員賛成で認定することに決定いたしました。

以上が質疑等の報告であります。

執行部におかれましては、監査委員からの意見書、本会議、決算特別委員会より出された意見、提言などを十分に生かして、今後の行政を執行していただくようお願いをいたします。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 委員長、御苦労さんでした。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、第79号議案、平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第79号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第79号議案は、認定することに決定しました。

次に、第80号議案、平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第80号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第80号議案は、認定することに決定しました。

次に、第81号議案、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第81号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第81号議案は、認定することに決定しました。

次に、第82号議案、平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第82号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第82号議案は、認定することに決定しました。

次に、第83号議案、平成25年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 3 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 8 4 号議案、平成 2 5 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 8 4 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 4 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 8 5 号議案、平成 2 5 年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 8 5 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 5 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 8 6 号議案、平成 2 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 8 6 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 6 号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 8 7 号議案、平成 2 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第 87号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 87号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 88号議案、平成 25年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第 88号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 88号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 89号議案、平成 25年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第 89号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 89号議案は、認定することに決定しました。

次に、第 90号議案、平成 25年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第 90号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第90号議案は、認定することに決定しました。

次に、第91号議案、平成25年度神河町公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第91号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第91号議案は、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（安部 重助君） 開会いたします。

日程に入る前にお知らせいたします。

神戸新聞神崎支局の宮崎支局長から取材のために議場内において写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、会議規則第103条の規定により、これを許可いたします。

また、ボランティアの手話サークルあおぞらの方が傍聴に来られておりますので、御紹介しておきます。

それでは、日程に入ります。

日程第11 第92号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第92号議案、神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

第92号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第92号議案の提案理由並びに内容について御説明

申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件についてでございます。本件は、木造2階建ての若者向け賃貸住宅3棟を新野駅東側の町有地に建築するものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この住宅は、間取りが2LDKの省令準耐火構造でありまして、設計住宅性能評価の基準を満たす全戸オール電化としております。

詳細につきましては地域振興課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、御説明申し上げます。

最初に、工事請負契約に関する附属説明書でございます。まず、1の入札の状況ですが、入札の日時、場所及び工事名でございまして、平成26年9月19日午前8時47分から役場3階第3会議室におきまして、神河町地域優良賃貸住宅建築工事の事後審査型条件つき一般競争入札を行いました。

次に、応札業者及び入札書記載金額でございますが、応札業者は株式会社宮本組1社だけでございました。開札の結果、株式会社宮本組の落札でございます。予定価格は1億9,760万円でございます。落札価格は98.6%の1億9,500万円でしたが、契約金額は、消費税を加算いたしまして2億1,060万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、今日付で契約するつもりでございます。

次に、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては、記載のとおりでございます。工期予定は、着手につきましては、議会で議決をいただいた日からで、完成は平成27年3月10日という予定でございます。

次のページには、株式会社宮本組の工事履歴書をつけています。

その次のページには、工事概要をつけておりまして、工事名は神河町地域優良賃貸住宅建築工事、場所は神河町新野地内でございます。

内容は、若者世帯向け賃貸住宅として3棟建築、敷地面積は約1,368平米、建築構造は木造2階建ての4戸となっております。バルコニーを含み、1戸当たり61.67平米でございます。建築面積は、1棟149.21平米で、1階が149.21平米、2階が138.28平米、延べ床面積は287.49平米でございます。

外部仕上げですが、屋根は平形屋根スレートぶきとしており、外壁はセメントと木質系成分を混合した人工外壁材の窯業系サイディング張りで、下地に通気道口を設けた工法としております。外部建具はアルミサッシで、窓ガラスは結露などを防止する複層ガラスとなっております。内部仕上げですが、洋室とリビング・ダイニング・キッチン

複合フローリング張りで、壁と天井にはビニールクロス張り、洗面所と便所の床にはビニール床シートとしております。設備としまして、今回の住宅は若者世帯向けということで、オール電化対応でございまして、IHコンロを2口、電気給湯器を標準装備しております。その他、ユニットバスと洗面化粧台の装備となっております。

先ほども申し上げましたとおり、完成は来年の3月10日を予定しておりまして、今後の予定としましては、本日の議会で本件を御承認いただけましたら、来月以降に入居者を募集し、来年の4月から入居開始で進めてまいります。

次に、図面関係でございまして、図面の1ページをごらんください。これは計画平面図でございます。下の道路が町道流田線で、右が野村区のグラウンドとなっております。開発面積は、先ほど申し上げましたとおり、約1,368平米で、木造2階建て、4部屋の住宅3棟の建設としております。この敷地内に駐車場を15区画整備いたしまして、1戸当たり2区画を予定しておりますので、別途100メートルほど南、町道流田線沿いの町有地を造成して、残りの台数を確保する計画をしております。

図面の上側、用地の南側の土地の境界と図面の左側、用地の北側につきましては、現場打ちの長さ81.4メートル、最大の高さ1.95メートルのL型擁壁としまして、その上の右側の面は高さ1.8メートルの目隠しのフェンスを設け、北側の面は高さ1.2メートルのメッシュフェンスを設けます。各棟とも南側からは階段で、北側からはスロープと階段で出入りできまして、2階へは建物中央の通路の階段から出入りいたします。上下水道は、町道と歩道を通っておりますので、そこからつなぎます。ケーブルテレビにつきましては、道路の電柱から引き込みます。敷地内に降った雨水は、敷地の西側から南側に既存の排水路がありますので、そこへ放流いたします。

次に、2ページをごらんください。1階と2階の平面図をつけています。見えやすいように拡大して張りつけた図面ではありますが、14.85平米の洋室1部屋、9.93平米の洋室1部屋と28.98平米のリビング・ダイニング・キッチン1部屋で構成しています。内装につきましては、概要書で説明しましたが、エアコンと電灯につきましては、入居者に購入、設置していただく計画としております。

次の3ページは、2ページの赤いラインでございまして、A、B、C、Dと書いています線、縦に割った立面図でありまして、1階の天井と2階の床との間の空間を洋間で50センチ、浴室で55センチ、洗面室、トイレで70センチあけておりまして、さらに断熱、遮音対策として2階の天井には15.5センチのグラスウール、1階天井には5センチのグラスウールを施しております。

工事の概要は以上のとおりでございまして、建築工事が工期内に完了するように工事の管理をすることは当然のことながら、建築後の入居者確保が大きな課題と認識しております。そこで、10月以降にチラシ等を作成し、町の広報等も使いまして完成前から入居者の募集に取り組む計画をしております。家賃につきましては、新婚または子育て世帯という条件を満たした方の場合、月額4万円といたします。比較的安い料金で子育て

て世帯を支援する計画であります。新野駅前という立地条件を生かして町内での需要を掘り起こし、町外への人口流出を防ぐこと、また町外から転入してもらうことが最大の課題と捉えております。

なお、入居者につきましては、野村区のつき合いをしていただく予定でありまして、地元説明会も実施して同意を得ております。これをきっかけとしまして、もっと若者世帯賃貸住宅の建設に取り組みたいとも考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。少し教えていただきたいことがございます。消費税なしで質問しますので、よろしくお願いいたします。入札額は1億9,500万ということで、これ12戸分ということになりますので、1戸当たり1,625万になると思います。一般的賃貸住宅系の通常のコエ方で行きますと、一月の家賃の10年分で行わゆる建物分を償却して行こうというのが多分一般的だと思います。その計算で行きますと、一月の家賃が13万5,000円ぐらいにならないと10年でペイできないということになります。

町が考えておられる家賃が6万2,000円、若者向けで特別な価格だと思いますけれども、一般の相場で行きますと、土地の部分を含めての値段帯になるんですけども、この場合につきましては土地は町有地ということで、建物本体となります。仮に6万2,000円をベースで考えてみますと、年間74万4,000円になりますので、10年分を掛けますと744万、倍と半分ほどの値段の開きがあるんですけども、外構だけでそんなに極端に高いのか、逆に建物だけについていたときに、いわゆる建築費が1戸当たり何ぼかかっているのか教えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） これは地域優良賃貸住宅事業の国交省の補助金をいただく事業でございまして、公営住宅法に基づく設計をしております。そのために、通常であれば木造2階建ての場合は耐火とか準耐火とか、全くふだん我々が考えずに建てるんでございますが、こういう公営住宅法に基づく考え方の中で、町長の説明にもございましたが、省令の準耐火構造ということが基本で取り組めということになっております。その分、全ての面におきまして通常の家屋よりも高くなっているというところでございます。その準耐火構造と申したら、建築基準法上の準耐火構造ではなくて、公営住宅法の準耐火構造ということで、若干建築基準法よりも落ちる準耐火でございまして、通常しなくてもいいのが、しないだめだというところで、議員御指摘のように、10年で完済できないような建築価格になっております。これにつきましても、一応予定と

しましては20年ぐらいで償還できればいいかなというところもございまして、家賃のほうも設定しております。これについては補助事業で人口、若者住宅をふやそうという施策でございますので、御理解賜りたいと、お願いいたします。

1戸当たりにつきましては、そういう造成費用はそんなに高いものではございません。建築主体工事で約1億1,000万円余りでございます。あと屋外附帯工事が約2,000万円の設計となっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。今のこの3ページの説明書の中で、断熱材としてのグラスウールが10センチと5センチのものが使用されると説明があったんですけども、一般的なグラスウールというのは肺気腫という病気の発生要因に疑われた部材でもありますので、施工業者の安全性の指導、確保はどうなのかというふうなことをお尋ねするんです。また、全くそういった心配のない新しい製品なのかということも重ねてお尋ねします。

○議長（安部 重助君） これあくまでも契約案件でございますので、若干質問が違いますので、特に回答をお願いします。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。このグラスウールにつきましては、建築基準法で使用が認められた製品でございまして、国土交通省の指導の中にも大丈夫な品物となっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。反対討論。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第92号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第92号議案は、可決することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 日程第12、第93号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

第93号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第93号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございます。補正の内容としましては、平成26年4月に神戸大学附属病院と兵庫県が連携して地域医療活性化センターを建設され、医師等の医療従事者の地域による偏差の解消が緊急の課題になっている中、医師を初めとした医療を担う人材に対して卒業前から卒業後に至る一貫した教育研修を実施することにより、県内における地域医療に不可欠な医療従事者の養成を図り、地域医療を活性化することを目的として運営が開始されました。

このセンターでの地域医療人材養成事業により、育成された医師が今後は兵庫県下の各病院に派遣され、医師不足を解消しながら地域医療の維持、発展のために貢献していただくこととなります。近い将来、公立神崎総合病院にも医師の派遣をしていただくこととなりますが、支援いただく医療機関としても、この事業に微力ながら協力をし、神戸大学附属病院と連携を強化しながら、兵庫県で頑張ろうという多くの優秀な医師が育ち、当院にも早期に派遣いただくことを願って、このたび地域医療人材養成事業奨学寄附金として100万円を寄附いたしたく、雑支出を増額し、予備費から同額を充用しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細説明を病院の事務長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。それでは、第93号議案の提案理由につきまして詳細説明をさせていただきます。

地域医療活性化センターは、神戸大学の医学研究科地域社会医学健康科学講座の地域医療教育部門に属しておりまして、医学生などの地域医療教育、兵庫県養成学生の指導、兵庫県養成医師のキャリア支援、地域医療及びその教育に係る研究などに取り組まれております。都会の大病院で超急性期医療を目指す医師が多い中で、地域医療を担う医師を養成するためには、地域医療に対する心構え、意欲、使命感の醸成、地域医療システ

ムの理解、基本的な診療能力の習得の必要があり、地域医療の実践に対するやりがいと自信を向上させる教育に取り組んでいただいております。

この地域医療活性化センターにつきましては、神戸大学附属病院の前病院長であります杉村先生がセンター長に就任され、県下各地域の医療を担う優秀な人材を育てるために御尽力をいただいております。医師不足を解消し、兵庫県下全域の地域医療を守っていくため重要な取り組みを開始していただきましたが、さまざまな問題を抱えての運営であると聞いております。これからの地域医療を守っていくためには、地域医療を担う多くの人材を育てなければなりません。そのためには、関係機関が協力し、共同作業で取り組まなければなりません。

そこで、近い将来に医師派遣をいただく病院としまして、微力ではありますが、できるだけ協力と連携を図るべく、当院の内村院長と杉村センター長の間での協議をいただいた結果を受けて、本日、提案をさせていただきました。どうか御理解いただきますように、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。せんだってこの地域医療活性化センターに私たち議員、見学に行ったわけなんですけども、病院と地域の中央の医療機関、また大学とか、いろんなところからの連携をとるということは必要で、適切なことだと思うんですけども、あそこの説明で聞いたんには、神戸大学に在籍しながら、医学を学びながら別の特別研修という形で、ああいった設備が設けられていると理解したんですけども、ああいったことも必要だと、もっとも同感するわけなんですけども、神崎総合病院に実際将来欲しい医師は総合診療医と言いまして、今晚もNHKで10時半からやっています、全ての幅広い見地で診断して、いろいろと病名を診断するという、そういった総合診療医が今後必要となってきますので、総合診療医は、あそこを卒業してから、まだ2年間の臨床研修があって、その後また3年間特別研修を受けないと総合診療医の認定が得られないというふうなことだそうなんですけども、そういった高度な医師を確保することにつながるというふうに期待できればありがたいと思うんですが、その可能性はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。地域医療活性化センターの目的は、兵庫県の基本的に養成医師をそこで地域医療を担うために育てていくというものでございまして、総合診療医だけが育っていくというものでもございませぬ。当院が求めているのも、総合診療医だけということでもございませぬ。今後は総合診療医の役割というのは非常に大きくなりますので、当然総合診療医を確保していかなければならないということは事実であります、それ以外の医師についても当然必要であるというこ

とでございます。

総合診療医の件につきましては、どの医師もそうですが、医師免許をとりまして2年間は初期研修ということで、必ず研修を受けなければなりません。その後、3年間の後期研修というものがございます。2年間の初期研修の間に、どの科に進むかということを決めるわけです。それが決まりまして、後の後期研修3年間は、その道での研修を受けながら一人前の医師に育っていくという仕組みでございます。

総合診療医につきましては、現状では医師免許をとって、直接総合診療医にすぐになるという医師はほとんどいないのが実情です。何かの科をまずは目指していくと。そこでのスペシャリストを目指していくと。その後に、全体的な総合診療医の道に進まれるという方がほとんどでございますので、この施設で直接総合診療医を育てるということはちょっと趣旨が違うんですが、そういう医師が地域医療を担うに当たっては、総合診療医的な医師が必要だと、そういう認識、そういう教育は実際にはしていただけると、そういうふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。この地域医療活性化センターは、地域医療を担ってくれる医学生の養成が主たる目的だと思うんですが、この前、この施設を見学させていただく中で、トレーニングルームやら、また研修施設、それから復職支援とか、それからいろいろな調査・研究する部門がありましたので、その中で多分既に神崎病院においては遠隔画像支援システムなんかで利用されていると思うんですが、将来の医学生のみならず、現に今おられる神崎病院の医師、また看護師、OT・PTですね、この方らがこの施設を使って、今言いましたような研修なり復職ですね、そういうふうなことの活用方法はできるかできないか、その辺。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 今、三谷議員がおっしゃいましたとおり、主なここの役割といいますのは、医学生について地域医療で学ぶ研修、実習を行っていくということです。まず、少しちょっと外れるかもしれませんが、センター長は前病院長の杉村先生ですが、そこの特命教授には岡山雅信先生が就任されてます。岡山雅信先生は、自治医科大学の卒業生です。地域医療を非常に熱心にやられてる先生でして、技術的なこともそうですが、先ほども言いましたが、医師というのは、どちらかといえば超急性期で学びたいという医師が多い中で、地域医療の重要性をしっかりと教育していただくという先生です。

この4月からの実績ですが、そういう学生に対して地域医療はやりがいがあると答えた人が当初は73%だったのが現状では80%に、地域医療を担う自信があると答えた学生が50%が57%に、地域で働く医師は立派であると思っている医師が72%から83%に、地域医療は楽しそうに医師が働いていると感じている人が67%から76%

に、この数カ月で兵庫県の養成医師の気持ちもそういう形で醸成されてきたということです。

一つの当院とのかかわりとしましては、医師を送っていただくのは当然ですが、当院におきましても、神河町独自で医師の修学資金制度によって医師を養成しております、現在2人でございますが。そういう医師が当院に着任してから後についても、そういう医師について、メンタル面での指導などにもお世話になれる。もちろん実技もそうすけども、地域医療についたけども、少し壁にぶち当たったというところでもフォローをしていただく、そういう連携がとれます。

それから、先ほどもありましたが、遠隔の診断については、そこに入っているNPO法人によって、うちもやっていますが、これは直接この事業とは関係ない組織がそこを利用してるということでございます。復職支援なんかの場所もあるわけですが、特に看護師を中心とした復職支援、これは一般、誰でも県民であれば、そこを利用しながら復職の支援を受けていくということですので、このことについては当然神河町在住、近隣在住の方でも、そこに相談に行けるということでございます。

そのほか、まだ始まって間がないんですが、いろいろなそこで研修会が行われます。その研修会につきましては、それぞれのセクション、今もありましたが、OT・PT、そういう医療技術職、看護職の者につきましても、当院からも参加をするということは可能であるということでございます。一番大きいのは、やはり若い医師、先ほども言いましたが、うちも養成してます、修学資金によって医師を育ててますが、そういう医師がそこでいろんな地域枠の地域医療を目指す医師、学生とかかわり合って、お互いに励まし合いながら地域医療を守っていくと、そういう指導を行っていただくことが大きな今後メリットにつながっていくというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。ほか特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第93号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第93号議案は、可決することに決定しました。

日程第 1 3 請願第 1 号

○議長（安部 重助君） 日程第 1 3、請願第 1 号、手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

請願第 1 号の審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

松山民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の松山でございます。付託を受けました請願第 1 号、手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の取り扱いについて、9 月 1 2 日に民生福祉常任委員会を開催し、審査いたしました。結果は、請願を採択することに決定いたしました。

簡単に審査報告をいたします。

まず、健康福祉課課長より、神河町における聴覚障害者の状況と手話通訳に関する取り組みなどの説明を受けました。町内には聴覚障害で障害者手帳を持っておられる方は 5 0 名、そのうち重度の 1・2 級の方は 1 2 名で、さらにその中で手話を使っておられる方は 6 名いらっしゃるということです。実際に健康福祉課の窓口に来られ、手話を使ってお話をされる方は 3 名おられるようですが、その窓口では手話を使える職員の方が対応しておられます。そして、その他の公的行事やイベント、または個人的な場面では、本日この本会議に傍聴に来てくださっています手話サークルあおぞらの皆さんが手話通訳をしてサポートしてくださっているとの内容です。

その後、関連質問もありましたが、請願採択理由としまして、これまで聴覚障害児が通う特別支援学校であっても手話を使うことは禁止され、唇の動きを読み取ることや発声を中心とした口話法を学ばされ、それにより授業が進められてきた。そして、現在でも手話を使える教師も少なく、授業を理解することやコミュニケーションをとることが困難な状況であること、またテレビでの緊急放送や緊急記者会見などは字幕もなく、手話通訳者も映っていないことから、緊急事態であっても情報が入ってこない現状であることなど、これらの現状を理解し、聴覚障害児が通う特別支援学校で手話を必須教科とする聴覚障害児・者は手話で教育を受ける機会が保障される。国や地方自治体は、聴覚障害者に手話通訳で情報提供できるよう対策をとることなどを内容としている手話言語法の早期制定を求める意見書を提出することに対して、委員賛成全員で採択しました。

なお、兵庫県下の請願の取り扱い状況は、1 2 月議会で提出予定の 6 市町を残すのみとなっています。

以上で審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

御苦労さんでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結し、請願第1号を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願については、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、請願第1号は、採択をすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時23分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

追加日程第1 発議第3号

○議長（安部 重助君） お諮りいたします。ただいま松山陽子議員から発議第3号が提出されました。直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、発議第3号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

事務局、発議第3号の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

発議第3号 手話言語法制定を求める意見書

○議長（安部 重助君） ここで提出者の説明を求めます。

松山陽子議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山陽子です。発議第3号、手話言語法制定を求める意見書について提出の理由を説明いたします。

手話言語法制定を求める意見書については、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会から意見書の提出に関する請願が安部議長宛に提出され、今期定例会において慎重に審議した結果、請願が採択されたものです。

この請願の趣旨を尊重し、手話言語法の早期制定を政府と国会に強く求めるために、別紙の意見書を提出するものです。

以下、意見書の朗読をもって提出の説明といたします。

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、災害その他非常の事態の場合に自らの命を護るための大切な情報を獲得することや、コミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聴覚障害児が学ぶ特別支援学校では手話が禁止され、相手の口の動きを読み取る口話法教育が行われ、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史が現実にある。

平成18年12月の国連総会において採択された障害者の権利に関する条約には、「言語には、手話その他の形態の非音声言語も含む。」と定義された。

これを受けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められた。また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

よって神河町議会は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

兵庫県神河町議会

なお、意見書の提出先につきましては、次のページに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

発議第3号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ありませんか。質疑はないようでございますので、質疑を終結します。

御苦労さんでした。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論、特にないようでございますので、討論を終結します。

発議第3号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、発議第3号については、原案のとおり可決しました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり、議員派遣する予定になっております。

お諮りいたします。別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり、議員派遣することに決定されました。

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

これで閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第60回神河町議会定例会を閉会いたします。

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月2日に開会され、本日までの25日間でした。提案されました案件は、株式会社神崎フード並びに株式会社グリーンエコーの経営状況の報告、子ども・子育て新制度に係る条例制定、平成26年度各会計補正予算、平成25年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定、議会からは、手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願など、極めて重要な案件でありました。慎重審議の結果、適正妥当な結論が得られました。議員各位の御精励に感謝を申し上げます。

付託しました総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、決算特別委員会の委員の皆様には、精力的に審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。決算特別委員会から8項目の提言をしております。これから平成27年度予算の策定準備に着手されると思います。重要な提言と受けとめていただき、予算編成に十分考慮されることをお願いしておきます。

また、監査委員様には、例月、決算ともに的確に監査、審査をしていただきました。その御苦勞に対しまして重ねてお礼を申し上げます。

執行部におかれましても、真摯な対応をしていただきましたことにお礼を申し上げます。

26年度事業におきましては、寺前小学校の大規模改修、越知谷幼稚園の新築工事の着手、また本日提案されました新野駅前地域優良賃貸住宅、若者向け低家賃住宅の契約案件も、予定どおり入札が行われ、可決されました。住民皆様との約束どおり、期限内の完成に向けて、しっかりと管理監督をしていただきますことをお願いしておきます。

過去2年の9月定例会では、開会と同時に台風や集中豪雨に見舞われましたが、ことは各地で甚大な被害があったものの、当神河町においては平穩に過ぎております。しかしながら、油断は禁物、いかなる場合の災害に対しても対応できる体制は確保しておかなければなりません。

終わりになりますが、秋も深まり、気温の変化も激しくなります。住民皆様の負託に応えられるよう体調管理をしっかりしていただきますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第60回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、私のほうからもお礼の御挨拶を申し上げます。

2日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議していただきました御苦勞に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

今定例会は、一般会計、特別会計補正予算を初め、上程いたしました案件につきまして真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただき、まことにありがとうございます。

また、平成25年度の決算では、財政状況、とりわけ財政健全化判断比率としての実質公債費比率は、前年比較1.1ポイント改善の16.9%となり、目標としておりました平成26年度18%未満を達成することができました。将来負担比率は46.1%と前年より34.1ポイントと大きく改善、経常収支比率も89.5%と前年比1.5ポイントの改善など、財政健全化を着実に図ることができたわけでございます。このような財政状況の改善の一方で、神河町として取り組まなければならない重要なハード事業につきましては、議員御承知のとおり、着実に実施、完了ができたところでございます。

これもひとえに神河町議会、また40集落区長様を初め町民の皆様の深い御理解、そして行政の各事業を執行する職員の尽力のたまものであり、改めて心から感謝するものでございます。

そのような中であって、神河町にとっての最重要課題は、人口減少対策に尽きるわけでございます。そのためには、農業、林業の再生、病院を核とした健康福祉構想、観光施設、文化、歴史、地域の宝物の情報発信と交流人口の増加による地域循環型社会の仕組みづくり、新たな産業・雇用の創出にスピード感を持って取り組んでいかなければいけないということでございます。これらのことは、今定例会での議員各位からの御意見からも明らかであるわけでございます。

今後も、引き続き監査委員の決算審査の御意見、また本会議あるいは決算特別委員会での御提言等を真摯に受けとめ、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。改めて職員一丸となってチーム神河として神河町の将来像「ハートがふれあう住民自治のまちづくり」、「住むならやっぱり神河町」を目指して、初心を忘れず、全身全霊、一生懸命取り組んでいく決意でございます。

さて、これまでの定例議会ごとに質問もいただき、私どもも作業を進めてまいりました公立神崎総合病院の建てかえ問題でございますが、北館の老朽化と耐震化対策から約2年前から県との協議を進めてまいったわけでございますが、まだ判断できる状況にありません。9月17日の藤原裕和議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたが、これまでの兵庫県との協議の中で、厚生労働省の地域ビジョン、また総務省の公立病院ガイドラインが改定される予定であること、また現在、公共施設など総合管理計画の策定に当たり、必要な投資事業の確認が求められているわけであります。

さらには、今後の地方交付税や地方創生の国の動向の把握など、神河町の将来をしっかりと見据える中で、安定的な財政運営を行って、町民にとっての最善の方向を模索してまいりたいと考えているわけでございます。したがって、いましばらくお時間をいただきたいと思います。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

9月は恒例の中学校体育祭、小学校運動会を初め美術展など、さまざまな行事、イベントが開催されました。観光協会、商工会では、9月13日から3日間、大阪の千里中央で全国ふるさと物産展に参加、また14日には神河町観光顧問の広中事務所企画による大阪キャンペーンとして、山田営農のブルーベリーと熊本県大石酒造場によるブルーベリー酒の披露パーティーを盛大に開催ができました、私も出席をし、多くの御来賓の方々とこれからの神河町についてPRをさせていただきました。

10月には、各区での秋祭りを初め福本遺跡まつり、砥峰すすきまつりなど、各種イベントが満載でございます。ぜひ多くのイベントに御参加いただきながら、神河町をいろいろと発見していただきたく思っているわけでございます。

結びに、これからますます朝夕の寒暖の差も厳しくなってくるわけでございます。議員各位には、健康管理を十分していただきますとともに、引き続き町政運営に御支援、御指導賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午前11時40分
